

## 第5号議案

### 第12期 活動計画（案）

「私たちうえるびーは 障がいのある人もない人もそれぞれが自分らしい生き方ができる地域社会を ともに創るために活動してまいります。」という理念に基づいて、障がいのある人たちが地域の中で、地域の人々とともに生活していくことができる社会の実現を目指して活動してまいります。

そのためには社会の変化に対応した健全な運営を行い、下記の事業を計画的に実施してまいります。

1. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業は安全・安心のもと、信用と実績を積み重ねてまいります。  
実施事業 居宅介護サービス、同行援護サービス、  
行動援護サービス、重度訪問介護サービス  
多機能型 生活介護事業・就労継続支援 B型事業
2. 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業では一人ひとりの特性に合った支援をしながら、それぞれの社会性の芽生えを尊重してまいります。  
実施事業 おれんじ柳町、おれんじ初倉、おれんじ坂口  
重症心身障がい児対応放課後デイサービスおれんじ中溝
3. 移動サービス事業として各市町の実施する地域生活支援事業の移動支援事業を実施して、充実した地域生活が送れるよう支援してまいります。  
実施地域 島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、川根本町、吉田町  
併せて、有償運送は安全運転のもと、利用者様の行動範囲の拡大に寄与してまいります。  
実施地域 島田市、藤枝市、牧之原市、吉田町
4. ノーマライゼーション実現事業は多くの人に障がいを理解してもらうための講演会等を企画してまいります。
5. 社会参加支援事業として他のNPOや市民活動グループ・地域の人々と連携して、障がいがある人もない人もともに活動できる場を提供してまいります。

以上を実現するために人材の育成に力を注いでまいります。